

当財団へのご寄附、賛助会費につきましては、

◆ 賛助会員の資格

当財団の趣旨に賛同し、ご協力いただける個人、団体、企業など

◆ 賛助会員の区分

個人会員	1口	年額	¥5,000-	(1口以上)
法人会員	1口	年額	¥50,000-	(1口以上)
特別個人会員	10口	年額	¥50,000-	以上
特別法人会員	4口	年額	¥200,000-	以上

◆ 賛助会員の特典

- ・税額控除制度の適用を受ける事が出来る
- ・賛助会員には当財団の発行する会員証を発行
- ・当財団主催の主な行事の案内及びパンフレットの提供
- ・申し込みにより、茶室・茶庭の見学を優先する

◆ 振込先

郵便振替 口座番号 01010-8 口座番号 21581

加入者名 公益財団法人官休庵

※控除を受ける為の手続

個人様の場合

所得税法上の「所得控除」若しくは「税額控除」のどちらか有利な方を選択して所得税の控除が受けられます。

控除を受けていただく為には、確定申告が必要です。

申告の際には、当財団が発行します寄付金・賛助会費の領収書等を添付していただく必要があります。

1 寄付金・賛助会費の所得控除額の計算

寄付金合計額-2,000円=所得控除額

寄付金の額が、2,000円を超えた場合(寄付金の額が、所得金額の40%を越える場合は、40%を限度とする)

確定申告時には、所得控除額が所得金額から差し引かれます。

例 10,000円のご寄附をいただいた場合

$(10,000円 - 2,000円) = 8,000円$ (所得控除)

$(総所得額 - 8,000円) \times 所得税率(5\sim 40\%) = 所得税額$

1 寄付金・賛助会費の税額控除額の計算

$(寄付金合計額 - 2,000円) \times 40\% = 税額控除額$

(年間総所得金額の40%が限度になります。所得税額の25%が上限となります。)

確定申告時には、税額控除が所得金額から差し引かれます。

例 10,000円のご寄附をいただいた場合

$(10,000円 - 2,000円) \times 40\% = 3,200円$

3,200円が所得控除から差し引かれます。